

令和6年5月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 9件
（うちシステムキッチン（カウンター）1件、アンプ1件、
椅子1件、電動車いす（ハンドル形）1件、
バッテリー（リチウムポリマー、模型用）1件、
浴槽用温水循環器（24時間風呂）1件、コンセント1件、
ランドセル1件、電動アシスト自転車1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：土屋、別所、庄田

電 話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400111	令和6年3月21日	令和6年5月9日	システムキッチン(カウンター)	重傷1名	当該製品の裏側に手を入れていたところ、バランスを崩し、当該製品を握った際、右手指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛知県	製造から20年以上経過した製品 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月24日
A202400112	令和6年5月3日	令和6年5月9日	アンプ	火災	当該製品に他社製のスピーカー及びアンプを接続して使用中、スピーカーから発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A202400113	令和6年3月3日	令和6年5月9日	椅子	重傷1名	当該製品に着座しようとしたところ、当該製品の脚部が破損し、転倒、左手首を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月29日
A202400114	令和6年4月25日	令和6年5月9日	電動車いす(ハンドル形)	死亡1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行中、用水路へ転落し、死亡した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202400115	令和5年6月8日	令和6年5月9日	バッテリー(リチウムポリマー、模型用)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和5年6月29日に消費者安全法の重大事故等(バッテリー(リチウムポリマー、玩具用))として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月2日
A202400116	令和6年4月27日	令和6年5月10日	浴槽用温水循環器(24時間風呂)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	宮城県	製造から20年以上経過した製品

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202400117	令和5年9月17日	令和6年5月10日	コンセント	火災	当該製品に電子レンジを接続していたところ、当該製品及び電子レンジの電源プラグを焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年5月8日
A202400118	令和6年4月8日	令和6年5月10日	ランドセル	重傷1名	こども(8歳)が当該製品を背負いながら走っていたところ、当該製品のベルトが外れ、転倒、左足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	徳島県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年4月29日
A202400119	令和6年4月18日	令和6年5月10日	電動アシスト自転車	火災	当該製品のバッテリーを充電後、異音がしたため確認すると、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし